

自転車用ヘルメット購入補助事業の実施状況

1 本年7月1日の事業開始以降3か月の申請件数

受付場所	7月	割合	8月	割合	9月	割合	7月～9月計	割合
市民安全課	78件	10.7%	46件	8.5%	25件	4.8%	149件	8.3%
支所 (8カ所)	175件	24.0%	77件	14.2%	50件	9.5%	302件	16.8%
販売協力店	476件	65.3%	418件	77.3%	449件	85.7%	1,343件	74.9%
計	729件	100.0%	541件	100.0%	524件	100.0%	1,794件	100.0%

2 制度の概要

令和5年4月1日道路交通法の一部が改正され、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。松戸市では自転車乗車中のヘルメット着用普及促進のため、購入費用を補助します。

- 対象 市内在住の方
- 補助額 1人1回 2,000円
(SGマーク等の安全基準を満たした3,000円以上の新品の自転車用ヘルメットを市内自転車販売店で購入した場合)
- 申請期間 令和5年7月1日～令和6年3月31日
(令和4年12月20日以降の購入分を対象)
- 予算額 2,000万円(2,000円×10,000件)

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5
松戸市市民部市民安全課 ☎047-366-7341
FAX047-366-7615 ✉ mcanzen@city.matsudo.chiba.jp